

○浜松市水道事業給水条例施行規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。）第43条の規定により条例の施行について必要な事項を定める。

(適用区分の認定)

第2条 条例第3条第2号及び第3号の規定の適用について疑義のあるときは、水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の認定による。

（平19上下水管規程15・一部改正）

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第3条 条例第9条の3第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、浜松市飲用井戸等衛生対策要領（平成14年浜松市告示第511号）に規定する管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(同意書等の提出)

第4条 条例第11条第2項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするとき。

当該家屋又は土地所有者の同意書

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

当該給水装置所有者の同意書

(3) 前2号の規定による同意書を提出できないとき。

給水装置工事申込者の誓約書

2 前項の規定にかかわらず、民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の規定の適用がある場合においては、同項各号に定める書類の提出に代えて、同法第213条の2第3項の規定による通知をした旨を、管理者が別に定める書面により届け出なければならない。

（平17上下水管規程21・一部改正、令2上下水管規程2・旧第5条繰上、令5上下水管規程4・一部改正）

(工事中止の届出)

第5条 条例第11条第1項の承認を受けた者は、当該工事を中止したときは、速やかに給水装置工事中止届を管理者に提出しなければならない。

(令2上下水管規程2・追加)

(工事設計の審査)

第6条 条例第12条第1項の規定により市の設計審査を受けようとするものは、次の要件を具備した設計書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 所要給水量(人員、用途、水圧その他)
- (2) 使用材料
- (3) 付近見取図
- (4) 工事施行平面図及び立体図

2 管理者が必要と認めた場合は、前項の設計書のほかに工事費の算出を示す書類、詳細図等の提出を求めることができる。

(平17上下水管規程21・平19上下水管規程15・令2上下水管規程2・一部改正)

(指定給水装置工事事業者変更の届出)

第7条 条例第11条第1項の承認を受けた者は、当該工事に係る指定給水装置工事事業者(条例第12条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、指定給水装置工事事業者変更届を管理者に提出しなければならない。

(令2上下水管規程2・追加)

(工事完成の届出)

第8条 指定給水装置工事事業者は、当該工事が完成したときは、直ちに給水装置工事完成届を管理者に提出しなければならない。

(令2上下水管規程2・旧第7条繰下・一部改正)

(工事費の算出)

第9条 条例第15条第1項第4号及び第5号に規定する工事費の算出は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- (1) 工事監督費は、材料費及び労力費の合計額の100分の10を乗じて得た額とする。
- (2) 諸掛費は、材料費、労力費、路面復旧費及び工事監督費の合計額の100分の20を乗じて得た額とする。

2 条例第15条に規定する工事費に100円未満の端数があるときは、その端数は、1

00円に切り上げる。

(工事費概算額の予納の特例)

第10条 条例第16条第1項ただし書の規定により工事費を予納しないことができるものは次の各号に定めるものとする。

- (1) 官公署・官公立の学校及び病院その他これに準ずるものの申込に係わる工事費
 - (2) 前号に掲げる者以外のものの申込に係わる新設工事費の3分の2以内
- 2 前項第2号に規定する工事のうち新設工事で管理者がその必要を認めるものについては工事費を3月以内の均等月割で徴収することができる。
- 3 前項の規定により分納しようとする者は、連帯保証人連署をもって分納証書を管理者に提出しなければならない。

(令2上下水管規程2・旧第11条繰上)

(工事費の納期限)

第11条 工事費の納期限は、納入通知書を発行した日の属する月の翌月の末日とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

(令2上下水管規程2・追加)

(工事の保証)

第12条 市は、条例第12条第2項の規定により施行した工事に係る給水装置が、その引渡し後1年以内に当該工事の欠陥に起因して破損したときは、これを補修しその費用を負担する。ただし、その破損が給水装置の使用者又は所有者の故意又は過失による場合はこの限りでない。

(令2上下水管規程2・一部改正)

第3章 給水

(給水契約の申込みの手続)

第13条 給水装置の所有者以外の者が条例第20条の規定により給水契約の申込みをしようとするときは、当該給水装置の所有者の承諾を受けなければならない。

(給水の制限及び停止の予告)

第14条 条例第19条第2項に規定する給水の制限又は停止をしようとするときは、管理者はその日時及び区域について予定日の1日前までに給水使用者に予告しなければならない。

- 2 前項の予告に変更を生じた場合は、速やかにその旨を知らせなければならない。
- 3 前2項の周知の方法については、広報車、ラジオ及び新聞等による。

(平17上下水管規程21・一部改正)

(メーターの保護)

第15条 水道メーター（以下「メーター」という。）の設置場所及びその周辺には、計量又はメーターの機能を妨害するような物体を置き、又は工作物を設けてはならない。

第16条 削除

(私設消火栓の封かん)

第17条 私設消火栓の封かんは、条例第24条第1項の規定に該当する場合のほか、破封してはならない。

第18条 削除

第4章 料金、手数料及び加入金

(令2上下水管規程2・改称)

(使用水量の通知)

第19条 メーターにより使用水量を計量するものについては、点検の都度使用者に使用水量を通知する。

(使用水量の認定)

第20条 条例第29条に規定する使用水量の認定は、前4月間における使用水量及び前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して定めるものとする。

(平19上下水管規程15・一部改正)

(水道料金の納付)

第20条の2 水道料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により納付しなければならない。

(平17上下水管規程21・平22上下水管規程10・令3上下水管規程4・一部改正)

(水道料金の納期限)

第21条 水道料金の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 別表前期調定区域内に給水装置が存する場合 点検例日の属する月の末日
- (2) 別表後期調定区域内に給水装置が存する場合 点検例日の属する月の翌月の15日

(平22上下水管規程10・全改)

(手数料の返還)

第21条の2 条例第35条第2項ただし書の規定により手数料の返還を受けようとする者は、管理者が特別の事情があると認めたときを除き、理由を付して文書により管理者に申請しなければならない。

(令2上下水管規程2・追加)

(加入金の納付)

第21条の3 条例第35条の2第1項に規定する加入金は、加入金納入通知書によって納付しなければならない。

(令2上下水管規程2・旧第21条の2繰下)

(加入金の返還)

第21条の4 条例第35条の2第3項ただし書の規定により加入金の返還を受けようとする者は、管理者が特別の事情があると認めたときを除き、理由を付して文書により管理者に申請しなければならない。

(令2上下水管規程2・全改)

(料金等の軽減又は免除)

第21条の5 条例第36条の規定により料金、手数料、加入金その他の費用の軽減又は免除を受けようとする者は、管理者が特別の事情があると認めたときを除き、理由を付して文書により管理者に申請しなければならない。

(令2上下水管規程2・追加)

第5章 管理

(検査員証)

第22条 職員は給水装置の検査及びメーターの点検その他給水管理、調査のため使用者の居宅内又は施設に立ち入る場合は、検査員証を携帯しなければならない。

(撤去又は改修の措置命令)

第23条 条例第38条の規定による措置命令は、給水装置撤去・改修命令書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(平17上下水管規程21・一部改正)

(給水の停止処分)

第24条 条例第38条の2第1項及び第2項並びに第39条第1項の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ使用者にこれを通知する。

(文書の様式)

第25条 条例又はこの規程の施行について作成する文書の様式は、次に定めるところに

よる。

- (1) 代理人選定（変更）届 第1号様式
- (2) 管理人選定（変更）届 第2号様式
- (3) 給水装置工事申込書 第3号様式
- (4) 同意書 第4号様式
- (5) 給水装置工事中止届 第5号様式
- (6) 指定給水装置工事事業者変更届 第6号様式
- (7) 給水装置工事完成届 第7号様式
- (8) 給水装置新設工事費分納証書 第8号様式
- (9) 水道料金納入通知書 第9号様式
- (10) 加入金納入通知書 第10号様式
- (11) 給水装置使用中止・廃止届 第11号様式
- (12) 私設消火栓使用許可申請書 第12号様式
- (13) 私設消火栓使用許可書 第13号様式
- (14) 給水装置使用者名義変更届 第14号様式
- (15) 給水装置所有者変更届 第15号様式
- (16) 専用給水装置使用世帯数異動届 第16号様式
- (17) 私設消火栓使用届 第17号様式
- (18) メーター亡失・損傷届 第18号様式
- (19) 検査員証 第19号様式
- (20) 給水装置撤去・改修命令書 第20号様式

（平17上下水管規程21・平19上下水管規程15・令2上下水管規程2・一部改正）

附 則

- 1 この規程は、昭和33年11月1日から施行する。
- 2 浜松市水道使用条例施行規則（昭和25年浜松市告示第35号の1）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に従前の規則によりなされた承認その他の処分、又は申請・届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
（猶予期間）
- 4 この規程の施行により改善措置を必要とする既設の給水装置の改善期間はこの規程施行の日から1年とする。

附 則（昭和35年7月7日浜松市公企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に従前の規定により調整した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（昭和35年12月20日浜松市公企管規程第11号）

この規程は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和37年7月1日浜松市公企管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年10月1日浜松市公企管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日浜松市公企管規程第39号抄）

- 1 この規程は、昭和42年1月1日から施行する。
- 3 この規程施行の際、現に従前の規定により調整した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（昭和42年3月14日浜松市水管規程第4号）

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月30日浜松市水管規程第8号）

この規程は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日浜松市水管規程第6号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に従前の規定により工事の申込みがなされているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和46年9月30日浜松市水管規程第24号）

この規程は、昭和46年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定・第4章の章名の改正規定・第21条の次に2条を加える改正規定・第25条の改正規定及び第7号様式の次に1様式を加える改正規定は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月5日浜松市水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年6月30日浜松市水管規程第4号）

この規程は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日浜松市水管規程第3号）

1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項第4号の改正規定は、昭和56年4月20日から施行する。

2 改正後の浜松市水道事業給水条例施行規程第9条第1項第4号の規定は、昭和56年4月20日以後の申込みに係る工事費から適用し、同日前の申込みに係る工事費については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月31日浜松市水管規程第3号）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日浜松市水管規程第9号）

この規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日浜松市水管規程第6号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日浜松市水管規程第7号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日浜松市水管規程第10号）

1 この規程は、平成6年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成10年3月31日浜松市水管規程第8号）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成12年3月31日浜松市水管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日浜松市水管規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月17日浜松市水管規程第14号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日浜松市水管規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日浜松市上下水管規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日浜松市上下水管規程第21号）

- 1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年3月30日浜松市上下水管規程第15号）

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第6条第1項第4号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日浜松市上下水管規程第10号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第20条の2の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年1月31日浜松市上下水管規程第1号）

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日浜松市上下水管規程第7号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日浜松市上下水管規程第2号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月31日浜松市上下水管規程第2号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和3年12月28日浜松市上下水管規程第4号）

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する第1条から第3条までの規定による改正前の浜松市上下水道部会計規程、浜松市水道事業給水条例施行規程及び浜松市下水道条例施行規程の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日浜松市上下水管規程第4号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日浜松市上下水管規程第9号）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日浜松市上下水管規程第10号）

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表（第21条関係）

（令5上下水管規程9・全改）

前期 調定 区域	中央区 の区域 のうち 次の区 域	池町 田町 板屋町 東田町 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地 山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三 丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蛭塚 一丁目 蛭塚二丁目 蛭塚三丁目 蛭塚四丁目 神明町 肴町 連尺 町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 東伊場一丁目 東 伊場二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下 池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城 北二丁目 城北三丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林 四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四 丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁 目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 植松町 将 監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安 新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王 町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武 町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有 玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二
----------------	-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目 西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和 町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平 台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都 呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目</p>
	天竜区の区域	
後期 調定 区域	中央区 の区域 のうち 次の区 域	<p>木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領 家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島 四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二 丁目 佐藤三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 泉一丁目 泉二 丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三 丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵 東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘 東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁 目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高 丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜 内町 法枝町 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田 二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸 一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩 丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小 豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 和合北一丁目 和合北二 丁目 和合北三丁目 和合北四丁目 渡瀬町 三和町 飯田町 青屋 町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺 町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町</p>

芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町
富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町
福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州
浜四丁目 楊子町 三島町 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 田
尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町
増楽町 若林町 東若林町 初生町 三方原町 東三方町 豊岡町
三幸町 大原町 根洗町

浜名区の区域

第1号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

代理人選定（変更）届

次のとおり代理人を
選定 したので届け出ます。
変更

記

給水装置の設置場所		
新代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
旧代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	

第2号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

管理人選定（変更）届

次のとおり管理人を 選定 したので届け出ます。
変更

記

給水装置の設置場所		
建築物等の名称		
新管理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
旧管理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	

第3号様式（第25条関係）

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日

給水装置工事申込書

申込者 （所有者） （署名又は記名押 印をしてください。）	〒	
	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
		電話番号

浜松市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、次のとおり給水装置の工事を申し込みます。

給水装置の設置場所			
		町名コード	
指定給水装置 工事事業者 （署名又は記名押 印をしてください。）	〒		
	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	電話番号		
		指定番号	主任技術者
工事種別			
納入通 知書	送付区分		
	送付先		
工期			
貯水槽有無			
下水状況			
添付書類			
備考			

第4号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

給水装置の設置場所

申込者の氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

同意書

上記の者の給水装置工事の施行について（ ）を使用することに同意
します。

家屋所有者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください。）

土地所有者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください。）

給水装置所有者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください。）

第5号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

給水装置工事中止届

次のとおり給水装置の工事を中止したので届け出ます。

記

給水装置の設置場所	
工事の進捗状況	
中止年月日	
給水受付番号	

第6号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者

氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

指定給水装置工事事業者変更届

次のとおり給水装置の工事に係る指定給水装置工事事業者を変更するので届け出ます。

記

給水装置の設置場所		
新指定給水装置工事事業者	住所又は所在地	電話番号
	氏名又は名称及び代表者氏名	（署名又は記名押印をしてください。）
	主任技術者氏名	
旧指定給水装置工事事業者	氏名又は名称及び代表者氏名	
変更年月日		
給水受付番号		

第7号様式(第25条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称及び代表者氏名

給水装置工事完成届

次のとおり給水装置の工事が完成したので届け出ます。

記

給水装置の 設置場所	
申 込 者	
工事完成年月日	
申 込 年 月 日	
給水受付番号	

第8号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

申込者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

住所又は所在地

連帯保証人 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

給水装置新設工事費分納証書

次のとおり給水装置新設工事費を分納します。

記

給水装置の設置場所	
メーターの口径	
給水装置新設工事費概算額	円
分納期間	年 月 日から 月分納 年 月 日まで
分納金及び納期	第1回 円 年 月 日 第2回 円 年 月 日 第3回 円 年 月 日

第9号様式（第25条関係）

水道料金納入済通知書 (納入) 様			水道料金納入通知書兼領収書 様		
			下記の金額を納期限までに納めてください。 年 月 日		
			浜松市水道事業及び 下水道事業管理者 印		
			使用場所		
科目コード			お客さま番号	年月	区分
金額(円)			口径	世帯数	水量 m ³
上記のとおり領収しましたので通知します。			期間		
			水道料金	円	
領収 日付印	(あて先) 浜松市上下水道部企業出納員 浜松市上下水道部出納取扱金融 機関等		領収 日付印	納期限 年 月 日 上記の金額を領収しました。 浜松市上下水道部出納取扱金融 機関等	

<p style="text-align: center;">加入金</p> <p style="text-align: center;">次の金融機関の全国の本支店の窓口で納めてください。</p>	<p style="text-align: center;">納入済通知書 加入金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 25%;">科目</th> <th style="width: 25%;">金額</th> <th style="width: 25%;">給水受付番号</th> <th style="width: 25%;">CD</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称</p> <p>給水装置の設置場所</p> <p>申込者</p> <p>内訳</p> <p style="text-align: right;">上記のとおり領収しましたから通知します。</p> <p style="text-align: right;">(あて先) 浜松市上下水道部企業出納員 浜松市上下水道部出納取扱金融機関等</p>	科目	金額	給水受付番号	CD					<p style="text-align: center;">納入控(納付書) 加入金</p> <p style="text-align: center;">給水受付番号</p> <p style="text-align: center;">金額(円)</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p>	<p style="text-align: center;">納入通知書兼領収書 加入金</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>浜松市水道事業及び下水道事業管理者 <input type="checkbox"/></p> <p>給水装置の設置場所</p> <p>申込者</p> <p style="text-align: center;">給水受付番号</p> <p>内訳</p> <p>取引日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 5%;">計</td> <td style="width: 85%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">()内は、消費税額等概</td> </tr> </table> <p>納期限 年 月 日</p> <p>浜松市上下水道部 事務番号</p> <p>上記の金額を領収しました。 浜松市上下水道部出納取扱 金融機関等</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="font-size: small;">領収印のないもの、金額を訂正したものは無効です。</p>	計		円			(円)			()内は、消費税額等概
科目	金額	給水受付番号	CD																	
計		円																		
		(円)																		
		()内は、消費税額等概																		

第11号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

給水装置使用 中止 届
廃止
次のおり給水装置の使用を 中止 するので届け出ます。
廃止

記

中止又は廃止年月日		
給水装置の設置場所		
給水装置の用途		
使用者又は所有者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
納入通の先 知書付	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	

第12号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

私設消火栓使用許可申請書

次のとおり私設消火栓の使用許可を受けたいので申請します。

記

私設消火栓の設置場所	
使 用 目 的	
使 用 栓 数	栓
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

第13号様式(第25条関係)

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



私 設 消 火 栓 使 用 許 可 書

次のとおり私設消火栓の使用を許可します。

記

私設消火栓の設置場所	
使 用 目 的	
使 用 栓 数	栓
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

第14号様式(第25条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称及び代表者氏名

給水装置使用者名義変更届

次のとおり給水装置の使用に関する権利義務を継承のうえ使用したいので届け出ます。

記

給水装置の設置場所	
新使用者氏名	
旧使用者氏名	
名義変更の理由	
変更年月日	

第15号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

給水装置所有者変更届

次のとおり給水装置の所有者を変更したので届け出ます。

記

給水装置の設置場所	
メーターの口径	
新所有者氏名	
旧所有者氏名	
変更の理由	
変更年月日	

第16号様式(第25条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称及び代表者氏名

専用給水装置使用世帯数異動届

次のとおり専用給水装置の使用世帯数に異動があったので届け出ます。

記

給水装置の設置場所		
使用世帯数	異動後	世帯
	異動前	世帯
異 動 世 帯 数		世帯

第17号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

私設消火栓使用届

次のとおり私設消火栓を消防に使用したので届け出ます。

記

私設消火栓の設置場所		
使 用 日 時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	

第18号様式（第25条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

水道メーター 亡失 届
損傷

次の水道メーターを、 亡失 しましたので届け出ます。
損傷

記

メーター	口径	mm	番号	
給水装置の設置場所				
日 時				
理 由				

第19号様式(第25条関係)

(表)

浜松市上下水道部検査員証		第 号
職 氏 名	年 月 日から	年 月 日生
有効期間	年 月 日まで	
浜松市水道事業及び下水道事業管理者		印

8.5cm

6cm

(裏)

- 1 この証は、浜松市水道事業給水条例施行規程第22条に規定する立入検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第20号様式（第25条関係）

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

印

給水装置 撤去 命令書
改修

次のとおり給水装置を 撤去 してください。
改修

記

給水装置の設置場所		
使用者又は所有者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
措置命令事項		
措置期限		

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

第1号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第2号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第3号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第4号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第5号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・追加、令3上下水管規程2・令5上下水管規程10・一部改正）

第6号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・追加、令3上下水管規程2・令5上下水管規程10・一部改正）

第7号様式（第25条関係）

（平17上下水管規程21・全改、令2上下水管規程2・旧第5号様式線下・一部改正、令5上下水管規程10・一部改正）

第8号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第9号様式（第25条関係）

（令5上下水管規程10・全改）

第10号様式（第25条関係）

（令5上下水管規程10・全改）

第11号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第12号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・全改、令3上下水管規程2・一部改正）

第13号様式（第25条関係）

（令2上下水管規程2・旧第12号様式の2線下・一部改正、令5上下水管規程10・一部改正）

第14号様式（第25条関係）

(令2上下水管規程2・旧第13号様式繰下・一部改正)

第15号様式(第25条關係)

(令2上下水管規程2・全改・旧第14号様式繰下、令3上下水管規程2・一部改正)

第16号様式(第25条關係)

(平17上下水管規程21・一部改正、令2上下水管規程2・旧第15号様式繰下・一部改正)

第17号様式(第25条關係)

(令2上下水管規程2・追加、令3上下水管規程2・一部改正)

第18号様式(第25条關係)

(令2上下水管規程2・追加、令3上下水管規程2・一部改正)

第19号様式(第25条關係)

(令2上下水管規程2・旧第17号様式繰下)

第20号様式(第25条關係)

(令2上下水管規程2・全改・旧第18号様式繰下)